

本会議のあらまし

令和3年館林市議会第3回定例会は、9月3日から22日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案も含め議案9件、報告1件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、認定、可決されました。

また、議員提出議案1件の審議が行われ、原案のとおり可決されました。

人事案件

▽教育委員会委員の任命について
教育委員会委員の谷田川敏幸さん（台宿町）

の任期が、本年9月30日まで満了となることから、新たに木戸浩之さん（高根町）を任命したいとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会に対し同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

条例の制定

▽デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関

▽館林市資産等公開審査会条例及び館林市固定資産評価審査委員会条例の一部を

改正する条例
市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、審査申出書等の書面への押印等を不要とするに当たり、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽和解及び損害賠償の額を定めることについて
平成26年2月28日付け売買契約により、解散した館林市土地開発公社が売却した土地に係る損害賠償請求事件について、前橋地方裁判所からの和解勧告を受けて、訴訟の相手方である株式会社トーモクと和解し、同社が実施した土壌汚染対策工事に係る代金の支払等を内容とする損害賠償の額（5億1910万5000円）を

補正予算

▽令和3年度館林市一般会計補正予算（第4号）
1億7667万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ297億6535万7000円とするもので、全員一致で可決されました。

追加議案

▽令和3年度館林市一般会計補正予算（第5号）
1億1910万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ302億8446万2000円とするもので、賛成多数で可決されました。

報告

▽令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき判断指標において、まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支及び連結実質収支が黒字であることから赤字比率はなく、次に、実質公

債費比率は5・2%、将来負担比率は94・6%であり、また、公営企業会計における資金不足比率については、資金不足額が生じていないことから資金不足比率はなく、全ての指標において、国の判断基準以下の数値となつておるとの報告がありました。

令和2年度決算

▽令和2年度館林市歳入歳出決算の認定について
一般会計の決算の概要は、最終予算額405億6755万7886円に対し、歳入決算額は396億6848万9069円で、予算に対する収入率は97・78%です。また、歳出決算額は375億8923万4423円で、その執行率は92・66%となり、歳入歳出差引残額は20億7925万4646円となります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源2803万6000円を差し引いた実質収支額は、20億5121万8646円で、このうち16億円を財政調整基

条例の改正

係条例の整備に関する条例
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例（館林市個人情報保護条例・館林市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例・館林市手数料条例）において、引用条文の号ずれを修正するなど所要の改正をしようとするもので、全員一致で可決されました。